

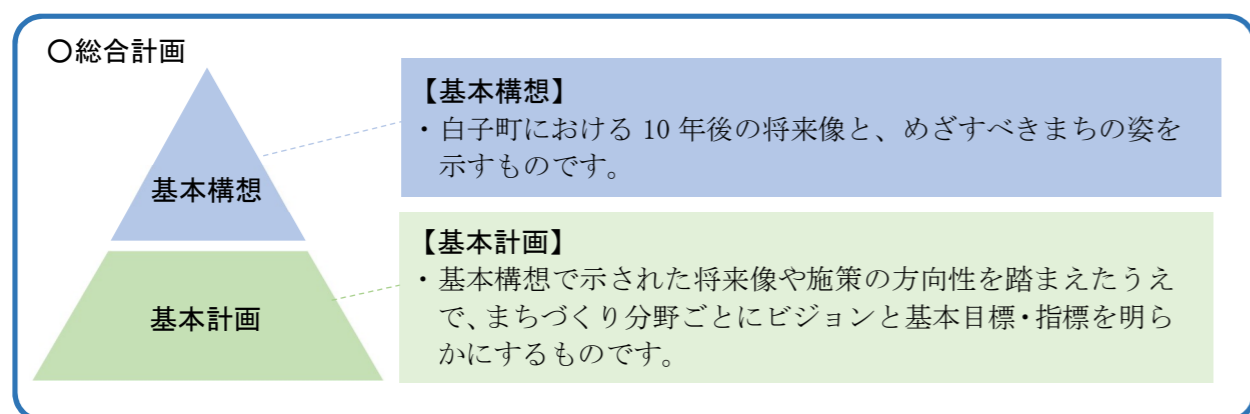
# 白子町第5次総合計画 後期基本計画 策定方針

## 1. 計画策定の趣旨

- ・白子町では、平成30(2018)年3月に、町の方向性を示す「白子町第5次総合計画(基本構想・前期基本計画)」を策定し、「～笑顔 元気 ずっと暮らしたい町 しらこ～」を将来像に掲げ、その実現のための各施策を講じてきました。
- ・このうち、「前期基本計画」の計画期間が令和4(2022)年度末に満了を迎えることから、令和5(2023)年度を初年度とする「後期基本計画」を策定します。

## 2. 総合計画について

- ・総合計画とは、町がめざす将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた「長期的なまちづくり計画」であり、町が策定するすべての計画の最上位に位置づけられます。
- ・総合計画は、「基本構想」と「基本計画」により構成されます。



## 3. 総合計画の期間

- ・基本構想の計画期間は、平成30(2018)年度から令和9(2027)年度までの10年間です。
- ・基本計画は、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間が前期基本計画、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間が後期基本計画です。

平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度
白子町第5次総合計画(基本構想)									
前期基本計画									
					後期基本計画				

## 4. 計画策定にあたっての考え方

### (1) 前期基本計画と整合した計画づくり

- ・「まちの将来像」については、町の基本的な方向性を示すものであり、行政運営の継続性・一貫性の観点から今回は変更をしないこととします。
- ・基本計画については、前期基本計画で示された施策体系を基に、町が取り組むべきテーマを加えたうえで、後期基本計画では6つの「基本政策」を柱として構成します。

### (2) 実効性の高い計画づくり

- ・前期基本計画の進捗状況や課題の検証を行うことで、実効性の高い計画を策定します。
- ・客観的な視点で施策の進捗状況を把握するため、後期基本計画より基本目標ごとに「数値目標」を設定します。

### (3) 町民意向を反映した計画づくり

- ・アンケート調査やワークショップの結果を基に、町民意向を把握し、その結果を計画策定に反映させます。

### (4) 社会情勢の変化に対応した計画づくり

- ・社会全体のデジタル化の進展や、大規模災害・感染症への対策、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた世界的な動きなど、社会情勢に対応した計画を策定します。

## 5. 計画策定の体制

- ・総合計画は町政全般にわたる行政計画であるため、庁内横断的な検討組織として「白子町策定委員会」を設置します。また、補助機関として「白子町策定部会」を置きます。
- ・白子町振興審議会規則に基づき「白子町振興審議会」を設置します。白子町振興審議会は町長の諮問に応じて審議を行い、その結果を町長に答申します。

組織	構成	所掌事務(取組内容)
白子町振興審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会議員</li> <li>・ 町教育委員会委員</li> <li>・ 各種団体役員及び職員</li> <li>・ 学識経験者 等</li> </ul>	町長の諮問に応じ、次の事項について必要な調査審議し、その結果を町長に答申
白子町策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町長</li> <li>・ 教育長</li> <li>・ 課長 等</li> </ul>	後期基本計画に関する事項の協議
白子町策定部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長 等</li> </ul>	策定委員会の補助